

令和6年10月11日

伊東市長 小野 達也 様

伊東市特別職報酬等審議会
会 長 鈴 木 克 政

特別職の報酬等の額について（答申）

令和6年7月25日付け伊職第123号にて諮問のあった本市の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料に係る適正額について、本審議会は、各種資料を検討し、公正中立な立場で慎重に審議した結果、全会一致で次のとおりの結論に達したので答申します。

記

1 報酬等の額について

伊東市議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次のとおり一部を改定することが適当である。

議 長	月 額	435,000円（据え置き）
副議長	月 額	400,000円（据え置き）
議 員	月 額	370,000円（据え置き）
市 長	月 額	855,000円（据え置き）
副市長	月 額	735,000円（8,000円増）
教育長	月 額	676,000円（8,000円増）

注：かつこ内は現行との比較

2 改定の時期

本答申後、速やかに改定することが適当である。

3 審議に当たっての基本的な考え方

我が国の経済は、内閣府の令和6年8月の月例経済報告によると「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とし、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としているが、円安による輸入物価・資材価格をはじめとした物価高騰の影響が出ている中、市内経済に目を向けると、回復の傾向は見られるものの依然として厳しい状況が続いている。

また、政治主導による賃上げの働きかけが継続して行われる中、人事院も国家公務員一般職の給与に関して、月例給は全体改定率3.0%、ボーナスは0.1月分引上げとする勧告を本年8月に行い、最低賃金についても、国の中央最低賃金審議会において過去最大の上げ幅となる50円引き上げとする答申がなされた上、地域によってはその答申額に上乗せして引き上げ改定を決め、さらに令和6年春闘における民間主要企業の賃上げ率は5.33%と昨年を大きく上回る状況になるなど、賃金上昇の傾向が続いている。

一方で、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展など社会情勢の急速な変化に伴い、市民からの行政ニーズは高度化・多様化する中、気候変動により多発、大規模化する自然災害への対応など、市民の生活を守り、安心を確保するためにも、特別職の果たすべき役割はますます大きくなっており、市行政の担う業務量の増大化とともに、その職務の遂行には幅広い視野と的確な判断力が求められている。

あわせて、非常勤特別職である議員は、市民の代表として、複雑化・多様化した行財政課題に対する専門的知識と高い見識をもって、議会を通じて行政の意思決定に深く関与するとともに、市民の負託に応えうる活動を期待されている。

審議に当たっては、これらを踏まえ、議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料が、各々の職務や職責に見合うだけの適正な水準にあることが不可欠であるとの基本的な考え方に立ち、市内経済の現況をはじめとして、人事院勧告及び本市財政の状況、県内各市及び人口や産業構造等が類似する団体の特別職報酬額等の状況並びに本市職員の給料などを総合的に考慮する中で検討を重ねた。

4 審議の内容

(1) 市長、副市長及び教育長の給料について

現状の市長等の給料は、令和4年度に開催した本審議会における審議、答申内容を踏まえ、市長の給料については令和6年1月に2万円、約2.4%の引き上げ改定が行われた一方、副市長及び教育長の給料については据え置くことが適当であると判断されたため、両職は平成28年10月の給料額引き上げ以後、現在まで約8年間改定がないままとなっている。

その間、着実に行財政改革を進めた結果、市の財政状況は厳しいながらも少しずつ改善が進み、近年ではふるさと納税の寄附額増や市営競輪の運営収益増による歳入確保が図られ、財政調整基金への積立状況等を見ても、財政指標のうち財政力指数は低下傾向にあるものの、その健全性を維持しているものと考えられる。

これは、行政運営を担う市長、副市長及び教育長が簡素で効率的な市政運営に尽力した成果として評価できるものの、市長の給料額については、今年1月の引き上げ改定により、県内各市の平均額に近づくとともに、人口規模が近い県外の類似団体の平均額ともほぼ同程度の水準になったことから、現状の給料額は適正であるとの意見で一致したため、現行の額に据え置くことが適当であると判断する。

一方、副市長と教育長の給料について、令和4年度の審議会では、県内各市の平均

額及び人口規模に近い県外の類似団体の平均額との比較において、ともに本市当該職の給料額が上回っていた状況に鑑み、現行の額に据え置くことが適当であると判断し、その後も状況に変わりないところはあるものの、物価や賃金が現在も引き続き上昇傾向にある中、給料額が長らく据え置きとなっている点については多くの委員から考慮が必要との意見が出された。

副市長は市長を支え、市長の命を受けて政策・企画をつかさどり、市の各組織が行う事務の監督者として、また、教育長は教育委員会を代表し、その権限に属する事務をつかさどる責任者として、それぞれ重責を担う立場であり、今後市の発展に貢献し、より大きな職責を果たすことを期待する中、その職責に見合うだけの給料額にするため現行の額から引き上げるべきという意見が大勢を占めた。

については、各職責にふさわしい給料の適正額を検討した結果、最近の人事院勧告や消費者物価、賃金等指数の推移、民間主要企業の春季平均賃上率等を参考とする中、コロナ禍における景気低迷期から徐々に回復し、本市の財政状況も好転しているとの見解である一方、売上原価高騰や人手不足などの問題が観光業、運輸業や公共交通など、中小企業を中心に厳しい経営状況が続いていることから、これらの給料額は大きく引き上げるべきものではなく、去年の人事院勧告における一般職職員の平均改定率と同程度、改定率としては1%程度にすることが適当とする意見で一致した。

そこで、改定額について協議した結果、両職でその差をつけるべきではないとの意見で一致したため、副市長及び教育長の給料額はともに現行の額から8千円引き上げ改定することが適当であると判断する。

(2) 議員の報酬について

議員の報酬については、令和4年度に開催した本審議会の答申に基づき、令和5年10月から議長は1万2千円、副議長は1万円、議員は9千円それぞれ引き上げの改定がされたところである。

非常勤特別職である議員は、複雑化・多様化した行財政課題に対する専門的見識をもって市民の負託に応えうる活動が常に期待される中、報酬額はその活動を保障すべきものであり、報酬額単体では十分な額とは言い切れない状況であると理解するものの、県内各市や人口規模に近い県外の類似団体の状況と比較しても、期末手当を含めた年収ベースでは、直ちに改定が必要なほどの差が生じているものとは考えられないことから、現状の報酬額は適正であるとの見解で一致したため、現行の額に据え置くことが適当であると判断する。

5 その他

市長からの諮問事項にはないが、その関連する事項につき、委員から提言のあったものについて、以下のとおり意見を付言する。

(1) 特別職報酬等審議会の開催時期について

平成30年度の答申において、本審議会の開催時期については、2年ごとに開催す

べきであるとの意見を付しているところ、今後の開催時期について意見交換した結果、昨今の急激な社会情勢・経済環境等の変化を適切に反映させるためには、2年ごとに開催すべきとの見解で一致した。

(2) 特別職の期末手当について

本市の特別職に係る期末手当は、市長等の常勤的特別職が月額給料の2.9か月分に加算率45%を掛け合わせ、4.205月分の支給率となっている。一方非常勤である議員の期末手当についても、支給月数は月額報酬の3.3か月分と異なるが、加算率は同じく45%に設定されているところ、一般職に係る期末手当とは異なり、これらの数値は長年改定がない状態に置かれている。

現状の支給方法が適当かどうか直ちに判断することはできないが、期末手当が、人事院勧告、本市の財政状況等そのときの経済情勢に沿って適切に改定されない状況は望ましくないことから、期末手当に関しては、今後開催する審議会において検討を行えるよう、必要な調査研究を進めることを求める。

6 審議会開催状況

第1回審議会 令和6年7月25日（木）

第2回審議会 令和6年8月26日（月）

第3回審議会 令和6年10月3日（木）

7 主な検討資料

- (1) 消費者物価指数の推移（全国・生鮮食品を除く総合）
- (2) 賃金指数及び実質賃金指数の推移（事業所規模5人以上）
- (3) 市長、副市長及び教育長の給料並びに期末手当（1年間）
- (4) 議長、副議長及び議員の報酬並びに期末手当（1年間）
- (5) 市三役給料及び議員報酬額の改定状況
- (6) 本市の議員報酬額及び議員定数の推移
- (7) 市議会の活動状況（令和5年度）
- (8) 「県内各市」との比較（人口・予算額調、財政規模に関する調、財政力指数等調、特別職報酬額等調）
- (9) 「類似団体」との比較（概要、財政規模比較及び議員定数等調、特別職給料等年間支給額）
- (10) 一般会計決算の概要等の推移
- (11) （追加分）ふるさと納税（ふるさと伊東応援寄附金）の推移
- (12) （追加分）令和6年人事院勧告概要
- (13) （追加分）令和6年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省発表）
- (14) （追加分）直近の経済状況概要（毎月勤労統計調査・県内経済情勢・最低賃金改定・月例経済報告）

(15) (追加分) 答申に基づく市特別職給料改定による影響額

8 審議に参加した委員は、次のとおりである。

会	長	鈴	木	克	政
会長職務代理		鈴	木	洋	子
委	員				
委	員	市	川	正	樹
委	員	稲	葉	俊	哉
委	員	木	村	祐	太
委	員	三	枝	哲	哉
委	員	高	橋	義	典
委	員	村	田	充	康
委	員	森		知	子
委	員	山	田	公	仁

以 上